

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

少子高齢化対策や地域経済活性化、産業人材の確保、住民の安全・安心の確保など、住民ニーズの多様化・高度化が進む中、地方は地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災対策など、様々な課題に直面している。

また、影響が甚大な新型コロナウイルス感染症については、今後の大規模な再増加も想定し、引き続き、感染症の拡大防止や医療体制の整備、地域経済の回復に向けた対策に万全を期す必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」においては、令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)までの予算編成に関し、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について平成30年度(2018年度)地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、令和2年度(2020年度)の地方財政計画でも、一般財源総額は前年度を0.7兆円上回る63.4兆円となった。

よって、国におかれては、令和3年度(2021年度)以降の政府予算と地方財政の検討において、地方が責任を持って地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担い、新型コロナウイルス感染症への対応を万全にするため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 地方創生・人口減少対策や社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、感染症対策など増大する地方自治体の財政需要や、新型コロナウイルス感染症を契機とした経済活動の縮小により今後見込まれる地方税収の大幅な減少について把握した上で、令和3年度(2021年度)地方財政計画に的確に反映し、地方の安定的な財政に必要な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症への対応に当たり、「感染の拡大防止」を新たな生活様式のもとで実現し「地域経済の確かな回復」を成し遂げる十分な対策を実行するための予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。また、新型コロナウイルス感染症への対応下であっても、公共事業を含む新型コロナウイルス感染症に関連しない国の補助事業が縮小されることのないよう配慮すること。
- 3 国土強靱化対策については、長期的かつ計画的に取り組むことが極めて重要であることから、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の取組期間が終了する令和3年度(2021年度)以降においても、国土強靱化地域計画に基づく対策に対する持続的な予算を確保するとともに、対象施設に係る要件を緩和すること。
- 4 子ども・子育て支援、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズ等に対応するための予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 5 いわゆるトップランナー方式を含め地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。
- 6 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を継続・拡充すること。

- 7 令和2年度（2020年度）から導入された会計年度任用職員制度については、適正な制度運用に必要な人件費等の財政需要について、引き続き、地方財政措置を講じること。
- 8 森林環境譲与税の譲与基準については、使途である森林整備やその促進に関する事業の実施状況を検証し、必要に応じ見直しを行うこと。
- 9 地方法人課税の新たな偏在是正措置により生じる財源については、令和2年度（2020年度）地方財政対策の中で創設された「地域社会再生事業費」について、今後もその全額を地方財政計画に歳出として計上すること。
- 10 税源移譲を含め、国と地方の税財源配分見直しを進めるとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。また、各種税制の廃止、減税、あるいは新型コロナウイルス感染症対策として地方税の軽減措置等を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。さらに、県のみならず市町村の貴重な財源であるゴルフ場利用税の現行制度を堅持すること。
- 11 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の見直しなどの対策を講じること。
- 12 依然として4.5兆円規模の財源不足が生じるなど、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引上げ等の抜本的な改革を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。
- 13 地方は、国を上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、基金の確保など財政運営の年度間調整に取り組んでおり、地方の基金残高が増加していることをもって一般財源総額を圧縮するような措置は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年6月23日

熊本県議会議長 池田和貴

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	加藤勝信様
農林水産大臣	江藤拓様
国土交通大臣	赤羽一嘉様
内閣官房長官	菅義偉様
内閣府特命担当大臣 （地方創生）	北村誠吾様
国土強靱化担当大臣	武田良太様
まち・ひと・しごと創生担当大臣	北村誠吾様